

[平成 24 年 4 月 1 日] 紛争処理規程に関する細則 一部改正

《43 ページ》

新	旧
<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p><u>(紛争仲介に当たっての留意事項)</u></p> <p><u>第5条 担当あっせん・調停委員等は、当事者の互譲の促進を図ることにより紛争の解決を目指すに当たっては、当該仲介に係る紛争が商品取引事故に該当するものであること及びその理由を明らかにし、当該仲介に基づき和解が成立したときは、当該仲介に係る紛争が商品取引事故に該当するものであること及び当該和解があっせんに基づくものであることを確認した書面を作成するものとする。</u></p> <p><u>2 担当あっせん・調停委員等は、規定第 17 条第 1 項に基づき調停案を提示するに当たっては、当該調停に係る紛争が商品取引事故に該当するものであること及びその理由を明らかにし、当該調停に基づき和解が成立したときは、当該調停に係る紛争が商品取引事故に該当するものであること及び当該和解が調停に基づくものであることを確認した書面を作成するものとする。</u></p> <p><u>3 本会は、第 1 項又は第 2 項により作成された書面を会員等に交付するものとする。</u></p> <p><u>4 会員等は、前項の書面の交付を受けるときは、1 件につき 10,000 円の手数料を本会に納めなければならない。</u></p>

別紙3（細則第12条関係）

成立手数料

【申出人負担】

紛争解決金額に応じて以下の成立手数料を設定

紛争解決金額	成立手数料
100万円以下	<u>0</u> 円
100万円超 500万円以下	<u>0</u> 円
500万円超 1,000万円以下	<u>0</u> 円
1,000万円超 3,000万円以下	<u>0</u> 円
3,000万円超	<u>0</u> 円